

【指定居宅介護支援重要事項説明書】

<令和6年4月1日現在>

1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担当 介護支援専門員 ／管理責任者 小武海 良平
ご不明な点は、何でもおたずねください。

2、指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 指定居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	御野場病院介護支援センター
所在地	秋田市御野場四丁目3番4号
電話番号	018-829-3281
事業所の指定番号	指定居宅介護支援（秋田県0570101519号）
サービスを提供する実施地域※	通常の事業の実施区域は、秋田市とする。

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職種・員数		管理者	介護支援専門員		事務員	計
専従・兼務の別		兼務	専従	兼務		
現員	常勤	1名（主任介護支援専門員）	4名（内主任介護支援専門員2名）	1名（管理者兼務）	0名	5名
	非常勤	0名	0名	0名	0名	0名

(3) 営業時間

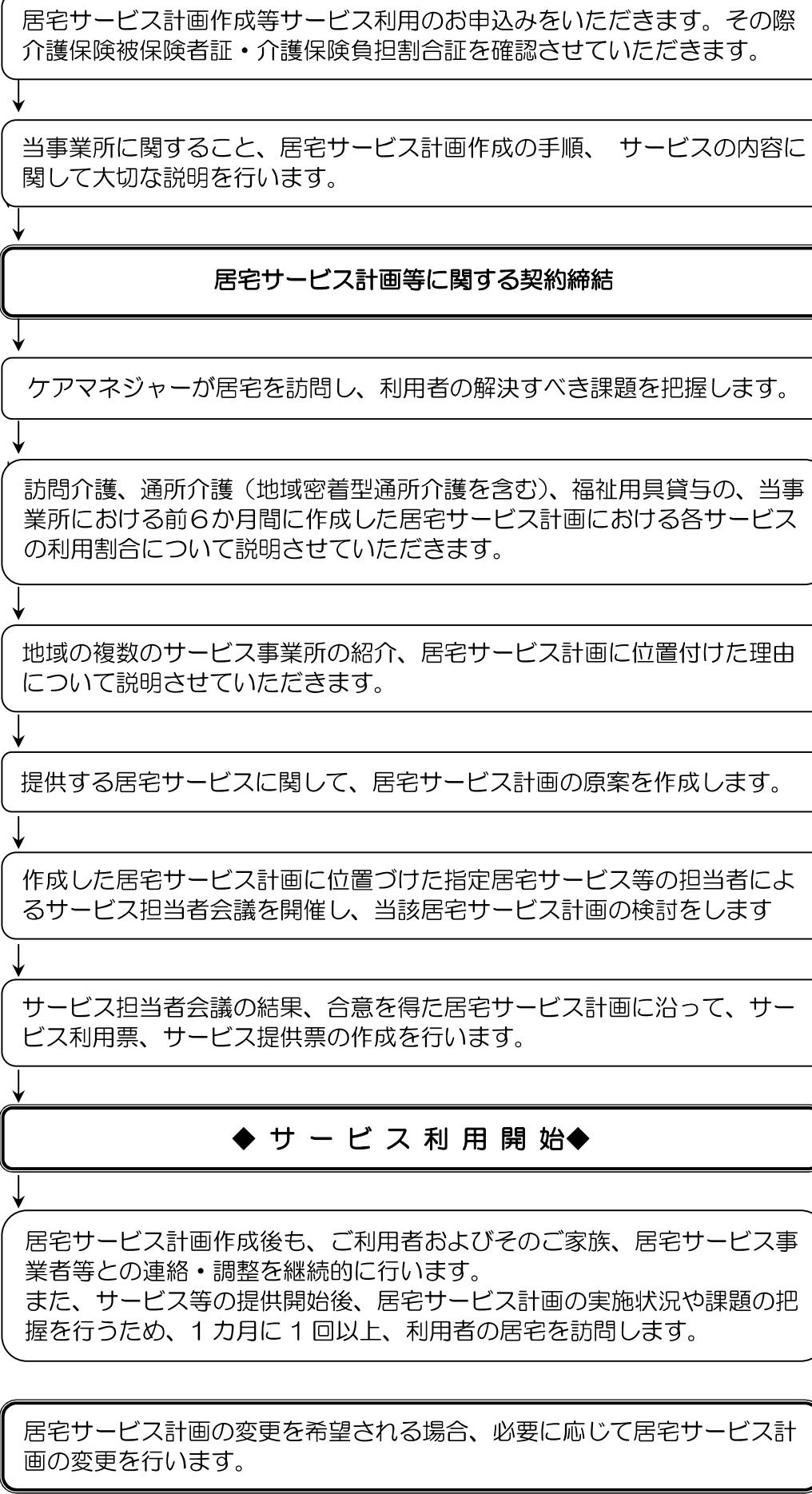
営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜・日曜・祝祭日・12月30日～1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時15分（時間外は電話にて対応）
緊急連絡先	018-829-3281

※24時間連絡体制：営業時間外は、当事業所職員が交代で上記電話番号の転送先携帯電話を持ちますので、常時連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることも可能です。

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3、指定居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ



4、利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

※指定居宅介護支援の利用料については、(付属別紙1の1、1の2)をご参照下さい。

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

(3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5、サービスの終了

(1) ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださいればいつでも解約できます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

◎利用者が介護老人福祉施設に入所した場合

◎介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、非該当（自立）

又は要支援と認定された場合

◎利用者がお亡くなりになった場合

(4) その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6、事故発生時の対応について

事業者、介護支援専門員が、指定居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

7、サービス内容に関する苦情

(1) 事業所の相談・苦情窓口

当事業所の指定居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| ・秋田市介護保険課 | 電話 018-888-5674
FAX 018-888-5673 |
| ・秋田県国民健康保険連合会 | 電話 018-883-1550
FAX 018-883-1551 |

8、その他

- (1) 医療機関との連携促進のため、入院先医療機関へ介護支援専門員の氏名・連絡先をお伝えください。

9、当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 正觀会
代表者役職・氏名	理事長 皆河 崇志
所在地・電話番号	秋田市御野場二丁目14-1 018-839-6141

定款の目的に定めた事業

1. 御野場病院介護支援センター
2. 御野場病院ケアプランセンター
3. 御野場病院デイサービスセンター
4. 御野場訪問看護ステーション

(付属別紙 1 の 1) 指定居宅介護支援の利用料

ア 居宅介護支援費は以下の通りです。利用者負担額は、原則として無料です。

介護支援専門員 1 人当たりの利用者数 (1 月につき)	要介護 1 ・ 2	要介護 3 ~ 5
居宅介護支援費 I (45人未満の場合)	45人未満の部分 10,860円	14,110円

イ 加算 要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	1月につき 3,000円
入院時情報連携加算 I	介護支援専門員が病院又は診療所へ入院当日に情報を提供した場合（提供方法は問わない）	1月につき 2,500円
入院時情報連携加算 II	介護支援専門員が病院又は診療所へ入院日の翌日又は翌々日に情報を提供した場合（提供方法は問わない）	1月につき 2,000円
退院・退所加算	病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 医療機関等におけるカンファレンス参加の有無、及び回数により算定要件が異なる。	カンファレンス参加 有 1回 6,000円 2回 7,500円 3回 9,000円 カンファレンス参加 無 1回 4,500円 2回 6,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1回につき 2,000円
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	1月につき 500円

(付属別紙 1 の 2)

②特定事業所加算等

加算の種類	要件	利用料
特定事業所加算(Ⅰ)	加算の体制要件、人員要件等を満たす場合	1月につき 5, 190円
特定事業所加算(Ⅱ)	同 上	1月につき 4, 210円
特定事業所加算(Ⅲ)	同 上	1月につき 3, 230円
特定事業所加算(A)	同 上	1月につき 1, 140円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算 I ~ III のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算に係る医療機関等との連携を年間 35 回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間 15 回以上算定している場合	1月につき 1, 250円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	1月につき 4, 000円

(付属別紙2) 要介護認定前に指定居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する指定居宅介護支援について

- ・利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただけません。

4. 当事業所のケアプランの利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

5. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。